



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

（取扱課室名） ページ

○ 告示

713	生活保護法による指定医療機関の廃止	（社会福祉課）..... 1
714	生活保護法による指定介護機関の廃止	（ 〃 ）..... 2
715	生活保護法による指定医療機関の辞退	（ 〃 ）..... 2
716	生活保護法による指定医療機関の変更	（ 〃 ）..... 2
717	保安林の指定施業要件変更予定	（森林整備課）..... 3
718	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	（ 〃 ）..... 3
719	道路の位置の指定	（都市政策課）..... 3

告 示

和歌山県告示第713号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年8月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年月日
橋薬新 3-26	紀北薬局おみね店	橋本市小峰台二丁目12-39	令和 8. 4. 30
橋薬新 41-02	さくら薬局橋本高野口店	橋本市高野口町名古屋916-4	令和 8. 4. 30
田医新 42-26	レディースクリニックばんどう	田辺市東山二丁目27-26	令和 8. 4. 30
伊薬新 17-02	さくら薬局伊都笠田東店	伊都郡かつらぎ町笠田東174-4	令和 8. 4. 30
伊薬新 18-02	さくら薬局伊都九度山店	伊都郡九度山町九度山788-4 メゾンブラク ミン1F	令和 8. 4. 30
西薬新 15-26	はあと薬局	日高郡みなべ町東本庄579-2	令和 8. 4. 30
有歯新 2-26	荻野歯科医院	有田郡有田川町下津野185-1	令和 8. 5. 30
橋医新 29-26	曾和医院	橋本市御幸辻218-3	令和 8. 5. 31
紀歯新 6-26	山本歯科矯正	紀の川市貴志川町北山379	令和 8. 5. 31

岩医新 51-02	かわしま医院	岩出市高塚188-1 スーパーエバグリーンプラ ス岩出高塚店2F	令和 8. 5. 31
有葉新 23-06	ごんべえドリ薬局有田川店	有田郡有田川町天満342-4	令和 8. 5. 31
新歯新 5-26	亀屋ビル歯科	新宮市谷王子町456-1 亀屋ビル2F	令和 8. 6. 1
新歯新 10-27	下出歯科医院	新宮市緑ヶ丘2-3-5	令和 8. 6. 3
橋葉新 36-29	ごんべえドリ薬局紀見店	橋本市紀見字椿原591-1	令和 8. 6. 30

和歌山県告示第714号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年8月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

開設者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	サービスの種類	廃 止 年月日
医療法人天竹会	海南市重根11-1	介護老人保健施設天 竹苑	海南市重根11-1	短期入所療養介護・介護老人保健施設・介護予防短期入所療養介護	令和 8. 6. 30
有限会社すばる	海南市船尾249-17	有限会社すばる	海南市船尾249-17	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	令和 8. 6. 30

和歌山県告示第715号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から辞退の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年8月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指 定 番 号	名 称	所 在 地	辞 退 年月日
田医新 17-26	池畑医院	田辺市湊47-38	令和 8. 6. 1

和歌山県告示第716号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規

定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年8月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定 番号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年月日
	旧	新		
新医新 36-02	浜野皮膚泌尿器科	浜野皮フ科	新宮市井の沢1-28	令和 3.5.6

和歌山県告示第717号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年8月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第718号

令和8年和歌山県告示第648号（以下「告示第648号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年8月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不明である通知の相手方
岡敬三
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第648号のとおり

和歌山県告示第719号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和8年8月14日

和歌山県知事 宮 崎 泉

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3733	橋本市高野口町伏原字塚田 59番の一部	奈良県五條市田園二丁目2 番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 樺山誠一	令和 8. 7. 31	6. 00	52. 38